

田村市新病院医療情報基幹システム  
導入支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月  
福島県田村市

## 1. 趣旨

新しく整備する「たむら市民病院」（以下、「新病院」とする。）において、「患者サービスの向上」「医療の質の向上」「業務の効率化」を目的に、電子カルテシステムを中心とした、様々な患者情報を一元的に管理できる医療情報システムを導入する。

本事業は、新病院開院までの限られた期間内において確実かつ円滑に本システムの導入を図るため、柔軟かつ高度な技術力、豊富な経験に基づく提案を広く求める公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

田村市新病院医療情報基幹システム導入支援業務委託

### (2) 業務内容

別添「田村市新病院医療情報基幹システム導入支援業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### (4) 提案見積上限額

261,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

## 3. 資格要件

企画提案書等を提出できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続き開始の申立がないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている、県内に本店又は営業所（支店）を有する者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（令和5年告示第49号）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (7) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）病院への電子カルテシステムの導入又は更新作業の実績を有するものであること。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
公募型プロポーザル実施公告	令和7年12月24日（水）
参加申込書等の提出期限	令和8年 1月 7日（水）午後5時まで
提案資格確認結果の通知	令和8年 1月14日（水）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和8年 1月19日（月）
企画提案に関する質問書の回答期限	令和8年 1月22日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年 1月27日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年 1月30日（金）予定
審査結果通知	令和8年 2月 3日（火）予定
契約の締結	令和8年 2月上旬

※日程については、発注者の都合により変更となる場合があります。

#### 5. 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限

令和8年1月7日（水）午後5時（必着）

- (2) 提出先及び提出方法

持参または簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの時間帯とする。

- (3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 参加資格要件確認書（様式3）

ウ 納税証明書等の写し（未納がない者の証明）

- (4) 提出部数

各1部

#### 6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間

公募開始日から令和8年1月19日（月）午後5時まで

- (2) 質問方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に「田村市新病院医療情報基幹システム導入支援業務委託」と

記載すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年1月22日(木)

回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領及び仕様に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には、回答しない。

## 7. 企画提案書等の提出

別記「田村市新病院医療情報基幹システム導入支援業務委託企画提案書作成要領」に基づいて作成してください。

## 8. 企画提案書等の審査

(1) 審査体制

田村市が設置する「田村市新病院医療情報基幹システム導入支援業務委託プロポーザル審査委員会」で定めた評価基準に沿って審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション等を総合的に評価する。

※審査の結果、審査合計点数が全体の6割に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

(3) プレゼンテーション

ア 実施月日

令和8年1月30日(金) 予定

イ 実施場所

田村市役所 2階 201会議室

ウ 実施時間

1社につきプレゼンテーション30分以内、その後、質疑応答15分程度の時間を設ける。出席人数は5名以内とし、本業務に直接携わる者が説明を行うこと。

開始時刻は、令和8年1月28日(水)までに、企画提案者に電子メールで通知する。

エ 注意事項

企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料(スライドを含む)の使用及び配布は認めない。なお、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは市で準備するが、その他説明に必要なパソコン等の機器

は持参すること。

- (4) 審査基準 要領5頁「評価基準」のとおり

## 9. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての企画提案者に書面で通知するとともに、次の内容を田村市ホームページ上で公表する。

- (1) 企画提案書の提出件数  
(2) 最優秀提案者の名称

※ 審査結果（評価点）は非公表とする。

## 10. 契約の手続き

- (1) 仕様の調整

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議し、仕様内容の調整を行う。

- (2) 契約の締結

最優秀提案者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。ただし、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。

## 11. その他留意事項

- (1) 無効となる参加申込書及び提案書

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。  
イ 審査の公平性を害する行為があったもの。  
ウ 実施要領に定める手続き及び内容を遵守しないもの。

- (2) 提案書の取扱い

- ア 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。  
イ 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。

## 12. 問合せ及び送付先

田村市保健福祉部保健課 市民病院整備室（担当：大河原、石塚）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電話 0247-81-2271 FAX 0247-82-4555

E-mail hoken@city.tamura.lg.jp

## 評 価 基 準

項目	評価事項	詳 細
基本要件	法人概要	組織体制や技術者数は十分であるか
	同種業務の実績	当該導入業務又は更新業務の実績を有しているか
基本方針	システムの有効性 (導入目的の実現)	患者サービスの向上、医療の質の向上、業務の効率化など、新病院にとって有効なシステムであるか
システム構成	機能性	医療情報システムとして必要な機能が充実しているか
導入スケジュール 及び体制	スケジュールの妥当性	無理のないスケジュールで確実な稼働できる工程か
	導入・開発体制	業務を実施するに十分な人的体制がとられているか
	研修体制	導入後の運用に支障をきたさないよう操作研修等の体制が十分であるか
	サポート体制	導入後において、システムの安定稼働についてのサポート体制が十分であるか システム障害発生時に、迅速に対応が可能な体制となっているか
セキュリティ対策	セキュリティ対策	情報セキュリティの対策は十分であるか
その他	部門システム導入への協力	別発注とする部門システム接続について協力体制が整っているか
業務コスト	価格の優位性、提案事業に対する見積額の妥当性	見積額に対し、業務提案内容が妥当であるか